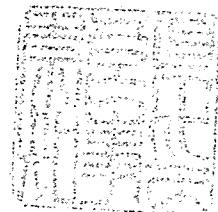




環政第103号
平成25年5月16日

奈良県環境審議会
会長 花田 真理子 殿

奈良県知事 荒井 正吾



奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について（諮問）

標記の改正について、奈良県生活環境保全条例（平成8年奈良県条例第8号）
第58条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

国において水質汚濁防止法施行令及び排水基準を定める省令が一部改正され、水質汚濁防止法に基づく有害物質に1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、トランス-1,2-ジクロロエチレン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物が追加されました。

また、1,4-ジオキサン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物には、排水基準が定められました。

これを受けて、奈良県生活環境保全条例施行規則に定める有害物質及び排水基準の追加について、貴審議会の意見を求めるものです。